

平成 22 年度より

養父市税の納期限が変わります

国民健康保険税は、これまで口座振替や納付書で納めていただいていたが、平成 22 年 10 月より年金からの天引き（特別徴収制度）となります。

納期限の変更については、一度に複数の税金を納めていただかなければならない納期ができ、負担が大きくなるため、今回の変更となりました。

また、国民健康保険税についても、納期を現行の 6 回から 9 回に増やし、1 回の納付額を低く抑えました。

平成 22 年度からの市税の納期限は次の表のとおりとなります。

ご注意ください！

【現行】

納期	税目・期別	
	普通徴収	年金からの特別徴収
4 月	軽自動車税全期 国民健康保険税 1 期	市県民税仮徴収 1 期
5 月	固定資産税 1 期	
6 月	市県民税 1 期	市県民税仮徴収 2 期
7 月	国民健康保険税 2 期	
8 月	市県民税 2 期 固定資産税 2 期	市県民税仮徴収 3 期
9 月	国民健康保険税 3 期	
10 月	市県民税 3 期	市県民税仮徴収 4 期
11 月	国民健康保険税 4 期	
12 月	固定資産税 3 期	市県民税仮徴収 5 期
1 月	市県民税 4 期 国民健康保険税 5 期	
2 月	固定資産税 4 期	市県民税仮徴収 6 期
3 月	国民健康保険税 6 期	



【平成 22 年度】

納期	税目・期別	
	普通徴収	年金からの特別徴収
4 月	軽自動車税全期	市県民税仮徴収 1 期
5 月	固定資産税 1 期	
6 月	市県民税 1 期	市県民税仮徴収 2 期
7 月	国民健康保険税 1 期	
8 月	市県民税 2 期 国民健康保険税 2 期	市県民税仮徴収 3 期
9 月	固定資産税 2 期 国民健康保険税 3 期	
10 月	市県民税 3 期 国民健康保険税 4 期	市県民税本徴収 4 期 国民健康保険税本徴収 4 期
11 月	国民健康保険税 5 期	
12 月	固定資産税 3 期 国民健康保険税 6 期	市県民税本徴収 5 期 国民健康保険税本徴収 5 期
1 月	市県民税 4 期 国民健康保険税 7 期	
2 月	固定資産税 4 期 国民健康保険税 8 期	市県民税本徴収 6 期 国民健康保険税本徴収 6 期
3 月	国民健康保険税 9 期	

※納期日が土、日、祝祭日の場合は翌日が納期日となります。

※普通徴収・・・納付書または、口座振替で納付すること。

※仮徴収・・・前年度の第 6 期の特別徴収額を引き落とすこと。

※特別徴収・・・公的年金から天引きされること。

問い合わせ先：市役所税務課(☎ 662 - 3164)